

2022年2月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 根 津 孝 規  
(JASDAQ・コード2330)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 飯 田 潔  
電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の第22回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月24日（予定）
定款変更の効力発生日	同上

以 上

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定</p>

	<p><u>の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から 6 月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</u></p>
--	--

以上